

令和 5 年度に臨床研修を開始する 研修医の募集定員の設定について

令和 3 年 9 月 2 日

令和 3 年度第 1 回医療審議会医療対策部会
千葉県健康福祉部医療整備課



令和5年度に臨床研修を開始する研修医の募集定員の設定について

1 令和2年度（令和4年度募集定員）までの募集定員の設定

- ・ 令和元年度（令和3年度分）以前の定員設定については国が算定した基礎定員数に都道府県が調整枠を加算した上で設定を行っている。
- ・ 令和2年度に権限移譲された臨床研修医の定員設定については、昨年度（令和4年度募集定員）は令和元年度以前の国の算定方法を踏襲しながら、本県独自の方法として、3年間の採用実績等を加味して募集定員の設定を行った。
- ・ 昨年度の募集定員の設定の際には、国の全体数の算定方法の見直しにより、令和元年度の設定の際よりも都道府県の定員上限数が減ったことや、例年よりも定員増を希望する病院が増えたことに加え、新規に基幹型臨床研修病院となる病院があったことから、近年と比較して、希望定員数との乖離が大幅に生じている状況となっている。

○これまでの定員設定

研修開始年度	H30	R1	R2	R3	R4
募集上限(a)	464	483	467	485	475
設定定員数	464	476	467	475	475
希望定員(b)	464	476	471	475	504
(a)-(b)	0	7	△4	10	△29

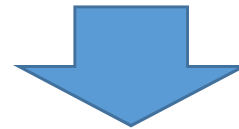
医師法抜粋

- 第十六条の三
- 1 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医の定員を定めるものとする。
 - 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。

令和5年度に臨床研修を開始する研修医の募集定員の設定について

2 令和5年度の募集定員の設定について

- ・本年7月に実施した希望定員調査によると県全体の希望定員数は546名となり、令和4年度研修開始分の募集定員の上限と比較すると71名の定員が不足している。
- ・令和5年度研修開始分の募集定員については国が募集定員の上限を算定するにあたり、令和7年までに段階的に上限を下げていくという方針が示されていることから、令和4年度研修開始分以下の定員が示されることが想定される。



以上から国に対し、引き続き募集定員の上限を加算するよう要望を行っていく一方で、本県の医療提供体制を充実していくため、限られた臨床研修医がより良質な研修環境に参加できるよう募集定員の算定方法の見直しを図るべきではないか。

○令和5年度分の希望定員調査結果（R3.7実施）

単位：（人）

	令和3年度研修開始	令和4年度研修開始	令和5年度研修開始
希望定員	475	504	546
募集定員上限	485	475	—
希望定員と上限との差	10	△29	△71 (R4年度との比較)
希望定員の前年比	4	29	42

3 これまでの要望について

- ・ 臨床研修医の定員について、本県では国に対し、県全体で要望を行う「国の施策に対する重点提案・要望事項」の際に繰り返し要望を行ってきている。
- ・ 今後も引き続き、国に対し同様の要望を強く行っていくとともに、機会を逃さず要望を継続していく

参 考

- ・ 令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

3 医療福祉の充実

(1) 医療の充実

臨床研修の定員については、平成29年度に新設された医学部で新たな卒業生が輩出されていく本県の特殊な事情に鑑み、本県分の定員の上限設定にあたっては上乘せを行うなど必要な配慮を行うこと。

- ・ 令和4年度 国の施策に対する重点提案・要望

IV 高齢化時代に対応した医療・福祉の充実

1 医療の充実

(1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

臨床研修の定員については、平成29年度に新設された医学部において、令和4年度末から新たに140名程度の卒業生が毎年度輩出されていく本県の特殊な事情に鑑み、本県分の定員の上限設定にあたっては上乘せを行うなど必要な配慮を行うこと。

令和3年度からの臨床研修医募集における都道府県別の募集定員上限の見直しについて背景

背景

- 平成16年度に新たな医師臨床研修制度が導入されて以降、研修医が特定の地域に集中しやすい状況にあるとの指摘がされていた。
- 平成22年度から都道府県別の募集定員の上限を設けられ、平成27年度の研修からは全国の募集定員の合計を研修希望者数に徐々に近づける目標設定をすることで、研修医の都市部への集中が是正されるよう取り組みが行われていた。

今回の見直しに至る経緯

- 令和3年度からの定員の算出については、平成30年の医師臨床研修部会報告書において、医学部入学定員による募集定員の算定に当たっては一定の上限を設けること、地理的条件等の加算を増加させること等により、全体として大都市圏の都府県の募集定員を圧縮し、それ以外の道県の募集定員を確保することとされた。
- さらに、令和元年11月の医師需給分科会で、臨床研修内定者数の傾向から現行の定員配置の方法では、偏在是正効果が弱まっている事が指摘されたことを受け、平成30年の医師臨床研修部会報告書とりまとめ後に医師偏在指標等のより精緻な指標が公表されたこと等を考慮し、令和2年1月の医師臨床研修部会において、下記の計算方法の見直しが決定された。

令和3年度研修からの都道府県ごとの定員の算出方法

■全国の募集定員上限

$$\text{研修希望者数} \times 1.09 \times 1 + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times 4/5 \times 2$$

倍率の外側での加算を縮小し、厳格な定員管理を可能とする

- ※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
- ※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限①

人口分布

都道府県の人口/全国の総人口

②医師養成状況

医学部の入学定員/全国の医学部入学定員

多い方の割合を①と②の
研修医総数を①と②の
割合で按分

+

③地域枠による加算

$$\text{奨学金貸与者数} \times 1.09 \times 1$$

+

④地理的条件等の加算

- (1)100kmあたり医師数※3
- (2)離島の人口※3
- (3)医師少数区域の人口※4
- (4)都道府県間の医師偏在状況※5

より精緻な指標による加算に変更

- ※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
- ※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算
- ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

人口分布による算出の1.2倍を限度とする

採用実績による加算を廃止し、新規に導入

前年度採用数+5から変更

⑤激変緩和(前年度の採用数保障)

①～④の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数を当該都道府県の上限とする

今後のスケジュール(案)

令和3年 8月	第28回千葉県医師臨床研修制度等連絡協議会
9月	第1回医療対策部会（要望書についてとりまとめ）
12月頃	国からR5年度都道府県別臨床研修医募集定員上限の通知（見込み）
	第29回千葉県医師臨床研修制度等連絡協議会 （評価する要素に基づいた指標及び配分方法の例示）
2月～ 3月	第30回千葉県医師臨床研修制度等連絡協議会 （第29回の結果及び国から通知された募集定員上限に基づき、配分案の提示・協議）
3月	医療対策部会（第30回連絡協議会の配分案について協議）

評価する要素のとりまとめ